

平成26年6月26日

参議院選挙制度の見直しについて
(選挙制度協議会座長案)
[選挙区見直し試案]

4月25日の選挙制度協議会で提示した「参議院選挙制度の見直しについて(選挙制度改革座長案)」に関し、5月30日の同協議会において、合区の内容について見直しを行うべきとの指摘があった。

そこで、先般の座長案に加え、合区の内容について若干の見直しを行った試案を提示する。

本試案は、総人口を改選定数(73)で除した数(以下「標準数」という。)を基準とし、人口が標準数の3分の2未満の県について、隣接する一の都府県と合区した選挙区とするという考え方は維持しつつ、合区の一部を以下のとおり組み替えることにより、全体の合区の数削減するものである。

	座長案(4月25日提示)	本試案
組替対象の合区	岩手・秋田(改選定数2) 宮城・山形(改選定数2) 新潟・富山(改選定数2) 石川・福井(改選定数1)	秋田・山形(改選定数1) 富山・石川(改選定数1) 福井・滋賀(改選定数1)
合区数	11(対象22府県)	10(対象20府県)
最大較差	1.833	1.927